

空き物件活用 ビジネス支援事業費 補助金



写真は実際に補助金を活用した店舗です。

店舗改装費、設備等の購入費、家賃を補助します。

店舗改装費補助

100万円

(最大)

家賃補助

20万円

(最大)

お問い合わせ

下関市南部町21-19
下関市産業振興部
産業振興課商業係

☎ 083-231-1220
FAX 083-235-0910

必要書類等
詳しくは市
ホームページで確認
ください



概要

空き店舗や空き家を賃借、所有又は管理して、自ら事業を行おうとする方の店舗賃借料や店舗改装費等の一部を補助します。

対象者

次のすべての項目に該当する方となります。

- 小売業、飲食業又はサービス業を行う予定の中小企業者
- 個人：下関市内に住所のある方（UJIターン者は転入予定であれば対象）
法人：主たる事務所の所在地が下関市内にある事業者
- 市税の滞納がない者。転入予定者の場合は、居住市区町村の税金の滞納がない者
- 事業に必要とされる許認可を取得している方または取得見込みの方
- 事業内容が法令（条例を含む）に反しないこと
- 下関市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではないこと
- その他、補助金の交付が適切でないと思われる事業に該当しないこと

支援内容

【店舗改装費補助】

店舗の改装等に要した額の2分の1（補助限度額 100万円）

【家賃補助】

3ヶ月分の支払家賃額の3分の1（補助限度額 20万円）

補助対象経費

【店舗改装費補助】

店舗開設のための改装費、事業に必要な固有の設備・機器の購入費
ただし、什器類の購入費は対象外

【家賃補助】※賃借人のみ

3ヶ月分の家賃（共益費、敷金、不動産仲介料、手数料、礼金等を除く）

事業の流れ



- ※ 審査会 第1回 5月31日（金）（書類提出期限：5月17日（金））
第2回 6月27日（木）（書類提出期限：6月13日（木））
第3回 8月下旬に開催予定

※ 審査会に参加された方、全員が補助を受けられるものではありません。